

平成 26 年 4 月 25 日

秦野市長 古谷 義幸 殿

渋沢丘陵を考える会 代 表 日置乃武子
秦野の自然と環境を守る会 代 表 山本とし子
秦野のホタルを守る会 会 長 吉田嗣郎
丹沢未来プロジェクト 代 表 小嶋伸

相模メモリアルパーク 渋沢(東端)墓園造成事業事前協議にあたり
秦野市まちづくり条例の厳格な運用を求める要求書

要求趣旨

標記事業の事前協議確認通知書は、秦野市まちづくり条例第38条第1項で設置するとされている、「秦野市まちづくり審議会」が、設置されていない条例違反状態の中で交付されました。これは、市民として看過出来ない忌々しき事態です。

改めて、秦野市まちづくり条例を厳格に運用し、「秦野市まちづくり審議会」を設置した上で、事前協議をやり直す事を要求します。

理由

秦野市まちづくり条例第18条第2項は、「市長は……秦野市まちづくり審議会の意見を聴くことが出来る」と定め、同38条第1項で、「市長の付属機関として、秦野市まちづくり審議会を設置する」と規定しています。しかしながら、秦野市には「秦野市まちづくり審議会」が、平成 23 年 7 月より設置されていません。

秦野市は、標記事業事前協議書を平成24年11月に受理しました。しかし、協議が進められた16ヶ月余は、「秦野市まちづくり審議会」が、設置されていない条例違反状態でした。

本事業は特定環境創出行為計画書が提出された後、多数の反対意見書が提出され、再意見書の提出もあり開催された公聴会では、10人の公述人すべてが反対意見を述べました。また、本年 2 月 13 日に開催された、標記事業林地開発許可に係る神奈川県森林審議会は、環境保全のための最大限の配慮を求める付帯事項を付けた異例の答申を出しました。そして、審査に必要な書類の補正に、事前協議書受理

から 16 ヶ月余も要するとは、協議内容に大きな問題を内包する重大な事案と考えます。

このような重大な事案が、条例で定めた「秦野市まちづくり審議会」も設置されていない極めて杜撰な行政手続きの中で審査され、了とされた事は許されることでなく、秦野市民として決して看過できません。

以上より、秦野市まちづくり条例を厳格に運用し、改めて「秦野市まちづくり審議会」を設置した上で、事前協議をやり直す事を要求するものであります。

以上

本件の連絡先は次の通りです。

〒257-0012 秦野市西大竹 302-11 鈴木和郎 Tel・fax 0463-81-9109